

糸島市議会(9月25日午前10時)に

みんなで傍聴に行きましょう!!

糸島市議会の6人の議員で「玄海原発再稼働反対」の意見書(案)を三嶋栄幸議員提案で9月議会に提出しました。

賛同議員 高橋徹郎、徳安達成、波多江貴士、藤井芳広、柳明夫以上5名

9月8日の総務文教委員会において、意見書(案)の審議を行い、三嶋(栄)・小島・高橋・柳の各委員が賛成意見を、岡村・谷口・堀田の各委員が反対の意見を表明した後採決。4名の委員の賛成により本会議で審議・議決されることになりました。

賛成議員の発言

- 糸島市民の安全にかかわる問題、議員、議会が意見を出すのは当然。
- 糸島市民の要望がある。その意を受けて6人の議員が提案しているので賛成。
- 政府も原発依存割合を引き下げるといっている。再稼働はしてほしくない。
- 電力は足りている、原子力規制委員会の基準は絶対安全とはいえない。
原子力発電は、事故対応、廃炉処理費用を含めれば高コストである。

反対意見の議員

- 将来的には原発なくすべきだが、今はその時期ではないので反対。
- 原発問題は国が決めるべきこと、地方があれこれ言うべきではない。
- 前松本市政は、避難が安全にできない限り再稼働は許さないとされており、現市政も前松本市政の見解と変わっていないので意見書の提出には反対。

(意見書(案)は、裏面に掲載しています。)

玄海原発再稼働反対に対するこれまでの糸島市議会の対応

福島第1原発事故発生から現在に至るまで、多数の市民団体から何度も玄海原発再稼働反対の請願が出されましたが、糸島市議会は採択しませんでした。

原子力規制委員会発足後、日本で最初に再稼働するといわれているのが九州電力の川内原発です。早ければ年内か年明け早々には再稼働するかもしれません。その次に再稼働するのは玄海原発といわれています。

糸島市の一部は玄海原発から30キロメートル圏内に位置します。福島第1原発事故の発生及び事故後の状況を見れば、糸島市民の安全を願い「玄海原発再稼働反対」の意見書が提出されたことは当然のことで、市議会で採択されなければなりません。そのためには多数の人が市議会を傍聴し、市民の賛成の意思表示を示す必要があります。みなさん、9月25日に開催される市議会を傍聴しに行きましょう。

「原発なくそう!九州玄海訴訟」いとしまの会

(連絡先) 事務局 いとしま法律事務所 弁護士 岡部史卓 電話 332-9960

玄海原発の再稼働は行わないことを求める意見書(案)

九州電力は、川内原発と共に玄海原発の再稼働を国に申請しています。原発が稼働しないことによる経営の悪化や、電力供給の不安を大きな理由にしていますが、何よりも守らなければならないのは、いのち、暮らし、自然です。電気についても、2012年以降、様々な努力で2度の冬と3度の夏を原発なしで乗り越えています。

玄海原発は糸島市の西側にあり、万一事故があった場合に糸島市は偏西風の影響で放射能飛散の影響を受けやすく、また3号機にはプルトニウム濃度が高いMOX燃料を使うなど他の原発に比べ危険な要素を持っており、原発災害による被害は、福島より大きなものになること考えられます。

さらに再稼働すれば処分しようのない核燃料廃棄物が増え続けていくことも重大な問題です。

私たちが暮らしている糸島には、豊饒の大地と海があります。その恵みによってもたらされた農水産物は、糸島の人々はもちろん、福岡市を始め近郊の市、町の人々にも人気が高く、新鮮でおいしい「糸島ブランド」の真価は広く行き渡り、糸島は今、新たな飛躍の条件を整えようとしています。もしひとたび放射能で汚染されたら、「糸島ブランド」は崩れ去り、糸島の未来は暗く閉ざされることになるでしょう。

私たち糸島市議会は、市民のいのち、暮らしと豊かな自然を守る立場から、下記の事項について要請します。

- 1、 国においては、玄海原発の再稼働は行わないこと。

以上、地方自治法99条に基づき、意見書を提出します。

上記の文書は、今年の9月議会に糸島市議会議員6名で市議会に提出された意見書(案)です

2011年6月糸島市議会に提出し 全会一致で採択された意見書

2011年6月議会において、『原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書』が提出され、全会一致で採択されました。

「本年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の事故では、放射性物質が放出される事態を招き、原子力災害対策特別措置法制定後、初めて緊急事態宣言が発せられ、避難指示、屋内退避指示や自主避難要請等により、周辺住民は県外への避難や自治体挙げての集団避難を余儀なくされている。また、放射性物質により汚染された農畜産物の出荷や水道水の使用が制限されるなど、発電所立地地域を越えた広域的な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。よって国においては、今回の原発事故を踏まえ、原子力発電所及び原子力関係施設の安全の確保並びに住民生活の安全・安心の確保のため、法的措置を含めた下記事項を実現するよう強く要望する。」とし、「現在休止している原子力発電所の再開に当たっては、万全の防災の確立を前提に対応すること。」とあります。

現在の糸島市の避難計画等の策定・実施状況を見る限り、「万全の防災の確立」がされているとは到底いえず、玄海原発再稼働反対の意見書は当然に採択されなければなりません。